

事 務 連 絡
平成31年1月31日

一般社団法人全国農業会議所新規就農・人材対策部長 殿

農林水産省経営局就農・女性課長

農業次世代人材投資事業（準備型）における研修機関等の認定基準について

農業次世代人材投資事業（準備型）における先進農家又は先進農業法人での研修については、研修生がより安定した身分で研修に専念できるよう、平成31年度から農の雇用事業で支援を行うこととし、準備型では支援対象外とすることとしております。

一方、道府県の農業大学校等農業経営者育成教育機関または市町村、公社等が実施する研修については、引き続き準備型で支援することとしておりますが、準備型の支援対象となる研修機関等の認定基準について別紙のとおりとしますので、ご承知方よろしく申し上げます。

(別紙)

農業次世代人材投資事業（準備型）における研修機関等の認定基準について

研修機関として、以下について全て満たすものとする。

- 1 研修を着実に実施し、交付対象者が円滑に就農できるよう、関係機関や関係団体等と連携し適切な指導・助言を行うことができること
- 2 次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有している就農希望者の就農意欲やニーズに応えることができる研修実施体制、研修カリキュラム等が整備されていること
 - (1) 研修実施体制
 - ① 定款、規約・設置要領等へ研修について明記していること
 - ② 研修をマネジメントする機能及びその人材等を有しており、年間・月間スケジュール及び実践的な研修カリキュラムが整備されていること
 - ③ 研修を実施する上で必要な講師を確保しており、また、必要な施設・機械等を備えていること（派遣研修先を含む）。
 - (2) 研修期間
概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上であること。ただし、原則1日8時間を超えないこと。
 - (3) 研修内容
就農に必要な技術や知識を習得させる研修内容が以下の通り総合的かつ体系的に設定されていること。
 - ① 生産技術に関する研修
 - ② 農業機械・機器の取り扱い・整備に関する研修
 - ③ 販売や流通・マーケティング等に関する研修
 - ④ 経営管理に関する研修
- 3 営利を目的とする農業経営を行っていないこと
- 4 研修生の健康管理、事故防止に十分配慮できること
- 5 研修生の研修実施状況について適切な評価ができること
- 6 農業人材力強化総合支援事業実施要綱に基づき交付主体及び交付対象者が行う手続き等に対する協力が可能であること
- 7 その他、公序良俗に反する行為を行っていない等、交付対象者を育成する研修機関として適切であること